

群馬菱の実会会則

- 第1条 (名称) この会は「群馬菱の実会」と称する（以下本会という）
- 第2条 (目的) 本会は会員相互の親睦と啓発をはかることを目的とする
- 第3条 (会員) 本会の会員は下記の者で組織する
①三菱電機（株）群馬製作所を定年退職した者。
②三菱電機（株）群馬製作所に勤務した者が入会を希望した場合。
- 第4条 (事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う
①親睦・啓発に関する事項。
②慶弔に関する事項。
③機関紙「群馬菱の実だより」の発行。
④ホーム・ページ（以下HP）の運用。
⑤その他本会の目的達成に必要な事項。
- 第5条 (役員) 本会に次の役員をおく
①会長：1名 ②副会長：若干名 ③会計：2名
④幹事：若干名 ⑤会計監査：2名 ⑥顧問：若干名
⑦事務局長：1名
- 第6条 (事務局) 本会の事務局は三菱電機労働組合群馬支部におく
- 第7条 (役員の任務) ①会長は本会を代表し会務を統括するとともに会議の議長となる。
②副会長は会長を補佐し会長にことある時はこれを代行する。
③会計は会費を管理し会計業務を行う。
④幹事は幹事会に出席し事業の企画・立案に参画する。
⑤会計監査は会計について監査を行う。
⑥顧問は本会会長退任者とし必要により会長に進言する。
⑦事務局長は事務業務を行う。
⑧機関紙「群馬菱の実だより」の編集責任者は会長とする。
⑨HPの統括責任者は会長とする。
- 第8条 (役員を選出) 役員は総会で選出する。
- 第9条 (役員の任期) ①役員^のの任期は総会から翌々年の総会までの2年間とする。再任は妨げない。
②補充により就任した役員^のの任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 (会議) 会議は総会および幹事会、並びに編集委員会とする
①総会は毎年1回会長が召集する。
②幹事会は会長が必要と認めたとき召集する。
③編集委員会は会長が必要と認めたとき召集する。
- 第11条 (会計と会費) ①会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする
②会費は年会費3,000円とし、内、慶弔費に1,000円を割り振る。
③会期の途中（1月1日～3月31日）で入会した者のその年度の年会費は原則として納入を免除する
- 第12条 (会員の慶弔) ①会員が喜寿（満77歳）の誕生日を迎えられた日に、花束を贈呈する。
②会員が満85歳を迎えられた日を菱^{りょうじゅ}寿*1と称して、花束を贈呈する。以後「終身名誉会員」として次年度以降の会費の納入を原則として免除する。
③会員が死亡した場合は香典2,000円と供花を贈る。供花は相場とする。但し供花ができない場合は10,000円を贈る。また、参列できない場合は香典の代わりに弔電とする。
- 第13条 (脱会) ①脱会は、会員の死亡が確認された時、又は本人の申し出により履行される。但し何れの場合も、既に納めた会費は返却しない。
②会費未納が2年間連続して行なわれた場合、脱会と見做して処理する。
- 第14条 (個人情報管理) 本会の会員名簿に関する情報は、電子媒体でそのまま他に提供しない
外部機関への情報の提供は原則として本会の目的に供する事項並びに、会長が認めた団体・会社に限定する。その内容は、氏名、住所、年齢等の印刷形式に限る。
- 第15条 (付則) 本会則の改廃は総会にて行い出席者会員の2分の1以上の賛同により決定する
- ・覚書 香典または弔電・供花の送り元は[三菱電機（株）群馬菱の実会]とする
・改定 一部改定 H8.5.27、H10.4.22、H12.4.21、H15.2.27、H18.4.10、H19.4.2、H20.4.22、H21.4.28
H22.4.20 H24.4.24 第3条会費納入を削除、第4条機関紙の発行、HPの運用を追加、第7条編集責任者、HP統括責任者を追加、第10条編集委員会を追加、第11条慶弔費に1,000円割振りを明記、第12条菱寿の新設、米寿の廃止、第13条死亡を追記第14条電子媒体提供不可を明記 H26.5 第13条会費2年連続未納を追加、h27.5.27 第12条③を現状の運用に改訂、覚書の会長名を削除、H28.4.1 第12条②終身名誉会員、会費免除を削除

*1 ^{りょうじゅ}菱寿 群馬菱の実会編集委員会メンバーからの提言（造語）で、群馬菱の実会として承認した